



国際スワップ・デリバティブズ協会により 2025 年 6 月 12 日に公表された

ISDA 2025 年 NOTICES HUB プロトコル

NOTICES HUB モジュール #1

この Notices Hub モジュール#1（以下、「**Notices Hub モジュール#1**」といいます。）は、ISDA 2025 年 Notices Hub プロトコル（以下、「**本プロトコル**」といいます。）において「Notices Hub モジュール」を意味し、照合済みカウンターパーティーを拘束するものとします。

ISDA は、ISDA マスター契約であるプロトコル対象契約に関して、その通知先情報の管理のため、および、当該プロトコル対象契約に基づく特定の通知を有効に交付するために（その旨選択された場合）、Notices Hub プラットフォームの利用を促進する目的で、プロトコル対象契約の当事者が当該各プロトコル対象契約の条件を修正できるように、本 Notices Hub モジュール#1 を公表しました。

効力

本 Notices Hub モジュール#1 において意図される修正は、2 者の照合済みカウンターパーティーの間で、その照合済みプロトコル対象契約に関して、実行日付けで効力を生じるものとします。

Notices Hub プラットフォームの機能

本 Notices Hub モジュール#1 に基づいて効力を生じる修正との関係において、本 Notices Hub モジュール#1 に関する 2 者の照合済みカウンターパーティーの間で合意される機能は、以下のように決定されるものとします。

- (1) Notices Hub プラットフォームにおける機能選択として照合済みカウンターパーティー双方が「全機能 (Full Functionality)」を選択した場合、Notices Hub プラットフォームは全機能に基づくマッチングを表示し、合意された機能は「全機能」であるものとします。
- (2) Notices Hub プラットフォームにおける機能選択として照合済みカウンターパーティーの一方または双方が「アドレス限定 (Address Only)」を選択している場合、Notices Hub プラットフォームはアドレス限定に基づくマッチングを表示し、合意された機能は（「全機能」ではなく）「アドレス限定」であるものとします。

交渉または調整の不可

本 Notices Hub モジュール#1 は交渉を行うことなく使用されることを意図していますが、照合済みプロトコル対象契約に関して、両当事者が当該照合済みプロトコル対象契約の条件に従って別途行うことができる修正、変更または権利放棄を妨げるものではありません。

(日本語参考訳)

Notices Hub プラットフォーム上で Notices Hub モジュール#1 に関してマッチングを行う際に、照合済みカウンターパーティーは、本 Notices Hub モジュール#1 の条件に適用する追加の規定、条件または制限を指定することができません。

ISDA が代理人として本 Notices Hub モジュール#1 または本プロトコルに準拠していないと誠実に決定する表面的なマッチングは無効であり、ISDA は当該決定後、合理的に実行可能な限り速やかに当該事実を関連当事者に通知します。

定義および解釈

本 Notices Hub モジュール#1 においてのみ、以下のとおりとします。

解釈

- (i) いかなる契約も「追加マスター契約」を構成しないものとします。
- (ii) 本プロトコルにおける「プロトコル対象契約」の定義の解釈上、当該定義のただし書きを条件として、各プロトコル対象マスター契約はプロトコル対象契約を構成するものとします。
- (iii) 本プロトコルにおける「プロトコル対象マスター契約」の定義の解釈上、2 者の批准当事者間で締結され（あるいはそのようにみなされ）（直接締結されたか代理人の代理により締結されたかを問わず、代理人の代理の場合には、当該代理人により締結されたか当該代理人の代理のエンティティにより締結されたかを問いません。）、かつ本 Notices Hub モジュールに関する当該批准当事者間の照合日または（それより後である場合には）モジュール効力発生日より前の日付のプロトコル対象契約日を有するマスター契約はすべて、プロトコル対象マスター契約を構成するものとします。

定義

「**アドレス情報 (Address Information)**」とは、照合済みカウンターパーティーに関して、照合済みプロトコル対象契約に基づく通知の交付のための、所在地および連絡先情報を意味します。

「**ISDA マスター契約 (ISDA Master Agreement)**」とは、それぞれ ISDA により公表された、2002 年版 ISDA マスター契約、2002 年版 ISDA マスター契約（フランス法）、2002 年版 ISDA マスター契約（アイルランド法）、1992 年版 ISDA マスター契約（マルチカレンシークロスボーダー用）または 1992 年版 ISDA マスター契約（ローカルカレンシー単一法域用）を意味します。

「**機能選択 (Functionality Election)**」とは、Notices Hub プラットフォーム上で、本 Notices Hub モジュール#1 について、各照合済みカウンターパーティーが自らまたは代理人を通じて選択した機能のレベルを意味し、「全機能 (Full Functionality)」または「アドレス限定 (Address Only)」のいずれかに該当します。

大文字から始まる用語で本 Notices Hub モジュール#1 において定義されていない用語はすべて、本プロトコルにおいて定める意味を有します。本プロトコルの条件と本 Notices Hub モジュール#1 の条件の間に齟齬がある場合、本 Notices Hub モジュール#1 の条件が優先するものとします。

(日本語参考訳)

表明

各照合済みカウンターパーティーは、他方の照合済みカウンターパーティーに対して、実行日およびモジュール効力発生日（該当する場合）において、他方の照合済みカウンターパーティーに自ら提供した（あるいはその代理で提供された）本プロトコルおよび本 Notices Hub モジュール#1に関連するすべての情報（アドレス情報を含みます。）が、関連する日時点において完全かつ正確であることを表明します。

修正

各照合済みプロトコル対象契約の条項は、当該照合済みプロトコル対象契約の既存のサブセクションの順序に従い、その次に来る番号/文字に対応するサブセクションの番号/文字を付した上で、当該照合済みプロトコル対象契約の第 12 条(通知)（または相当する規定）の最後に以下のサブセクションを挿入することによって、修正および補足されるものとします。

『() Notices Hub モジュール# 1

- (i) 本契約第 12 条(a)項（または相当する規定）は、ここに修正および補足され、以下の内容となります。
 - (1) 本契約で概要を示した許容される通知方法の規定に加えて、また、以下の(v)号の条件に基づき、当該通知を Notices Hub プラットフォーム上で関連する Notices Hub アカウントに送付することによって、対象通知を交付することができます。当該対象通知は、以下の(v)号に従って効力を生じるものとみなされるものとします。
 - (2) 当該セクションにおける、別紙に含まれる所在地、連絡先番号その他連絡先情報への言及は、別紙において提供されたあるいは本契約の第 12 条(b)項（または相当する規定）に基づく所在地、連絡先番号その他連絡先情報への言及とみなされるものとします。
 - (3) 両当事者は、本契約の解釈上、Notices Hub プラットフォームが「電子通信システム」に該当しないことに合意します。
- (ii) 本契約第 12 条(b)項（または相当する規定）は、ここに修正および補足され、以下の内容となります。
 - (1) On-Hub アドレス更新期間中は、いずれの当事者も、Notices Hub プラットフォーム上の「My Addresses」というページの詳細を更新することによってのみ、自己のアドレス情報を変更することができます。
 - (2) Off-Hub アドレス更新期間中は、いずれの当事者も、本契約第 12 条(a)項（または相当する規定）に従って他方当事者に通知を交付することによってのみ、当該詳細を変更することができます。当事者は、Off-Hub アドレス更新期間中にかかる変更を行う場合、次の On-Hub アドレス更新期間の開始後、Notices Hub プラットフォーム上のアドレス情報を更新することを約束します。

(日本語参考訳)

両当事者は、一方当事者のアドレス情報が Notice Hub プラットフォーム上で他方当事者に初めて確認可能になった日時において、当該アドレス情報が Notice Hub プラットフォーム上で更新されたものとみなすことに合意し、これを確認します。

- (iii) **情報の更新** 各当事者は、Notices Hub ユーザーである限りにおいて、自己のアドレス情報およびその他の情報を、Notices Hub プラットフォーム上で完全、正確、かつ最新の状態に保つことに合意します。本(iii)号の不遵守は、潜在的な期限の利益喪失事由、期限の利益喪失事由もしくは終了事由を構成するものではなく、または発生させることはないものとします。ただし、各当事者は、Notices Hub プラットフォーム上で最新でない所在地情報を使用した場合に生じうる法的、オペレーション上のおよび経済的なリスクに対応するため、自らが本(iii)号の義務（および上記(ii)号の要件）を遵守することに他方当事者が依拠していることをここに確認します。
- (iv) **Notice Hub 上のアドレス情報への交付** 本モジュールにおける別段の定めにかかわらず、いずれかの時点で、本契約において許容された方法によってかかる時点で Notices Hub プラットフォーム上に表示された当事者に関するアドレス情報（ただし、当事者が自らのアドレス情報を上記(ii)号(2)に従って Off-Hub アドレス更新期間中に更新した後に、上記(ii)号(1)に従って On-Hub アドレス更新期間中に更新していない場合には、その時点で更新されているアドレス情報）に当該当事者に関する当該当事者への通知を送付することによって、受領当事者に対する当該通知の交付に関する送付当事者の義務が完全に履行されるものとし、（本契約の通知の効力に関する規定に基づき）交付された日において効力を生じるとみなされることに、両当事者はここに合意し、これを確認します。
- (v) **Notices Hub プラットフォーム – 全機能**
 - (1) いずれの当事者も、Notices Hub ユーザーである限りにおいて、かつ、Notices Hub モジュール#1 に関する「全機能」に合意している場合、Notices Hub プラットフォーム上で他方当事者の Notices Hub アカウントに対象通知を送付することができます。両当事者は、Notices Hub プラットフォーム上で送付された対象通知が、Notices Hub プラットフォーム上の Notices Hub アカウントにおいて受領当事者に初めて確認可能になった日時において、交付されたものとみなされることに合意し、これを確認します。当該対象通知は、受領当事者による承認や、実際の受領証明を必要とせずに、（本契約の通知の効力に関する規定に基づき）交付された日において効力を生じるものとみなされます。
 - (2) Notices Hub プラットフォーム上で送付された対象通知が Notices Hub プラットフォーム上で受領当事者に初めて確認可能になった日時は、Notices Hub プラットフォームの「Delivered」というタイトルの欄に当該通知が表示された日時であるとみなされるものとします。
 - (3) (v)号(1)において、両当事者が本契約に関して Notices Hub モジュール#1 について合意した機能選択は、Notices Hub モジュール#1、本契約および Notices Hub プラットフォーム上の当該当事者に関して表示された機能選択であるものとします。なお、両当事者がそれぞれ Notices Hub ユーザーで

(日本語参考訳)

あり、Notices Hub モジュール#1 に関して「アドレス限定」に合意している場合、いずれの当事者も本(v)号に従って Notices Hub プラットフォーム上で対象通知を送付する権利を有しないものとします。

- (4) 当事者が Notices Hub プラットフォーム上で送付された対象通知に署名する場合、電子署名またはスキャンされた手書きの署名が有効な署名の形式とみなされるものとします。

- (vi) **定義用語** 本セクション「() (Notices Hub モジュール # 1)」において、以下のとおり定義されます。

「**アドレス情報 (Address Information)**」とは、各当事者に関して、本契約に従って付与される通知の交付のための、所在地およびその他の連絡先情報を意味します。

「**対象通知 (Covered Notice)**」とは、本契約のセクション 5 またはセクション 6 に基づく通知その他のコミュニケーションまたは関連する相殺、権利留保もしくは権利放棄の通知を意味します。

「**機能選択 (Functionality Election)**」とは、Notices Hub プラットフォーム上で、Notices Hub モジュール#1 について、各当事者が自らまたはその代理人を通じて選択した機能のレベルを意味し、「全機能 (Full Functionality)」または「アドレス限定 (Address Only)」のいずれかに該当します。

「**重大なサービス制限通知 (Material Service Restriction Notice)**」とは、ISDA（またはその承継者）のウェブサイト上にその旨表示され、(ISDA の単独の裁量に基づく判断において) Notices Hub プラットフォームがアドレス情報の更新のためユーザーによって利用できない状態にあり、かつ当該サービスが相当の期間にわたって再開される見込みがないことを示す通知を意味します。重大なサービス制限通知は、当該ウェブサイト上に表示され続け、かつ「withdrawn」と表示されない限り、継続中であるものとします。

「**Notices Hub アカウント (Notices Hub Account)**」とは、受領当事者に関して、(i) 自己のアカウントのために行動する当該当事者が、Notices Hub 規定を本契約に組み込むことに合意している場合は、Notices Hub モジュール#1 に関する当該当事者（またはその承継者）の Notices Hub プラットフォーム上のアカウント、または(ii) 代理人が当該当事者の代理で Notices Hub 規定を本契約に組み込むことに合意している場合は、Notices Hub モジュール#1 に関する当該当事者（またはその承継者）の当該代理人（またはその承継者）の Notices Hub プラットフォーム上のアカウントを意味します。

「**Notices Hub モジュール #1 (Notices Hub Module #1)**」とは、国際スワップ・デリバティブズ協会により 2025 年 6 月 12 日に公表された ISDA 2025 年 Notices Hub プロトコルに付属する「Notices Hub モジュール#1」というタイトルの Notices Hub モジュールを意味します。

「**Off-Hub アドレス更新期間 (Off-Hub Address Update Period)**」とは、On-Hub アドレス更新期間ではない期間を意味します。

(日本語参考訳)

「**On-Hub アドレス更新期間 (On-Hub Address Update Period)**」とは、(A)各当事者が Notices Hub ユーザーであり、(B)重大なサービス制限通知が継続中でない期間を意味します。

「**Notices Hub プラットフォーム (Notices Hub Platform)**」とは、S&P グローバル (またはその承継者) が国際スワップ・デリバティブズ協会と共同で提供する、「Notices Hub」として知られるオンライン・プラットフォームを意味します。

「**Notices Hub 規定 (Notices Hub Provisions)**」とは、本セクション「() (Notices Hub モジュール#1)」の規定を意味します。

「**Notices Hub ユーザー (Notices Hub User)**」とは、任意の時点において、Notices Hub プラットフォーム上に有効な Notices Hub アカウントを有する当事者を意味します。ある当事者の Notices Hub アカウントは、Notices Hub プラットフォーム上で当該ユーザーのステータスが「Active」と表示されている限り、有効であるとみなされるものとします。代理人を通じて本契約の当事者となっている当事者は、当該代理人が当該当事者の代理で本契約に Notices Hub 規定を組み込むことに合意する場合、Notices Hub ユーザーであるとみなされるものとします。

「**受領当事者 (Receiving Party)**」とは、Notices Hub プラットフォーム上で送付された対象通知に関して、当該対象通知の送付先の当事者を意味します。』

Linklaters ではできる限り正確な翻訳を行うよう努めています。しかし、英語と日本語の間には文法や法的・言語的な概念の違いがあり、それぞれの言語においても 1 つの語に対して複数の解釈が可能であるため、Linklaters は本参考訳の正確性及び信頼性を保証するものではありません。原文と本参考訳の間に齟齬がある場合には、原文の内容が優先します。本参考訳の内容や原文との齟齬等により損害が発生した場合、Linklaters はいかなる責任も負担しません。